

報告第27号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成28年12月6日

つくば市長 五十嵐立青

専決処分第22号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

平成28年11月15日

つくば市長 市 原 健 一

和解について

公務中における公用車の事故に関し、次のとおり和解する。

1 事故発生の日時

平成28年8月23日 午前10時50分頃

2 事故発生の場所

つくば市二の宮1丁目19番地1先セブンイレブン駐車場

3 相手方

(1) 住所 茨城県水戸市城南2丁目1番20号

(2) 氏名 富士ゼロックス茨城株式会社 取締役社長 足立 修

4 事故の概要

案内看板設置中に、セブンイレブン駐車場からバックで移動中、後方車両に気づかず、公用車の助手席側後輪上部と相手車両の運転席側前輪上部が衝突した。

5 和解の概要

- (1) つくば市は、相手方に対し、金169,387円を支払う。
- (2) 相手方は、その余の請求を放棄する。
- (3) つくば市及び相手方は、本件に関し、本和解契約以外には、何らの債権債務のないことを確認する。